

規 約

愛知学院大学歯学部同窓会愛知県支部規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は愛知学院大学歯学部同窓会愛知県支部と称する。

第2条 (事務所の所在地)

本会の事務所は支部長の定める所に置く。

第3条 (目 的)

本会は会員の親睦と福祉を図ると共に、歯科医学の向上発展に努め、社会福祉の増進を企画し、以って母校および歯学部同窓会の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (班)

本会は各地区に班を置き、その区割は役員会において定め、代議員会の承認を得るものとする。

第2章 会 員

第5条 本会の会員は愛知県内に在住もしくは開業、勤務する本学歯学部卒業生および本学歯学部大学院卒業生を以って組織する。

第6条 会員は原則としてその開業地、もしくは勤務地のある班に所属するものとする。

第7条 正会員とは本会所定の会費およびその他負担金を本会に支払ったものを言う。

第8条 常任顧問、顧問および特別会員は役員会の推薦を得て支部長が委嘱し、任期は役員と同じとする。

常任顧問、顧問および特別会員は正会員以外からも選出できる。

※特別会員：愛知学院大学歯学部関係者で役員会の推薦を受けた者

第3章 事 業

第9条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の親睦、福祉、共済
2. 歯科医学の研修
3. 会誌、会報、名簿などの発行、刊行
4. 母校および歯学部同窓会の発展ならびに後援のための諸事業
5. その他、目的達成のため必要と認められる事業

第4章 役員、代議員、班長、本部代議員

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 支部長（1名）
2. 副支部長（若干名）
3. 専務理事（1名）
4. 常務理事（若干名）
5. 理事（50名程度、但し支部長、副支部長、専務理事および常務理事を含む）
6. 監事（2名）
7. 参与（若干名）
8. 相談役（若干名）

第11条（役員を選出）

1. 支部長は別に定める選挙規則にもとづき選出する。
2. 副支部長・専務理事・常務理事・理事は正会員の中より支部長が委嘱する。
3. 監事は正会員の中より選挙規則にもとづき選出する。
4. 参与は正会員の中より支部長が委嘱する。
5. 相談役は役員の推薦を得て支部長が委嘱する。

第12条（役員の職務）

1. 支部長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時、または欠けた時は支部長の職務を代理し、代行する。
3. 専務理事は支部長の旨を受け会務を掌理し、支部長、副支部長ともに事故ある時、またはともに欠けた時は、その職務を代理し代行する。
4. 常務理事および理事は役員会の決定によって会務を分掌する。
5. 監事は本会の業務と会計を監査し、総会に報告しなければならない。
6. 参与は支部長および役員会の求めに応じ、役員会を補佐する。
7. 相談役は支部長および役員会の求めに応じ意見を述べることができる。

第13条（役員任期）

役員任期は2年とし、任期満了の後でも後任の役員が選出されるまではその職務を代行する。

第14条 役員欠員が生じた場合、第11条により補充できる。但しその任期は前任者の残任期間とする。

第15条（代議員）

1. 本会に代議員および予備代議員を置く。
2. 代議員は班所属会員の意見を統括し、代議員会に出席しなければならない。

3. 代議員の選出は、選挙の年の前年の12月31日現在における班所属正会員で、50名につき1名の割で選出し、端数に対しても1名の割で選出する。但し最初の1名は原則として班長が兼任する。
4. 各班は予備代議員を置き、予備代議員は代議員に事故あるとき、あるいは欠けた時は、その職務を代理し、代行する。
5. 代議員および予備代議員の任期は2年とする。
6. 代議員および予備代議員はその氏名を本会に登録するものとする。
7. 代議員および予備代議員は役員を兼ねることができない。

第16条 (班長)

1. 班長は規約第4条に基づき、各班の定めるところにより班所属正会員の中から1名を選出する。
2. 班長は班所属正会員を掌握し、その融和と親睦を図り、班を代表して次の任務を行う。
 - (1) 班長は班長会に出席し、班所属会員の意見を反映せしめると共に、本会の報告事項を会員に周知せしめなければならない。
 - (2) 班長は本会との連絡を密にし、班の決議および実施した事項、班所属会員の本会に対する要望事項、その他本会運営の参考となるべき事項を支部長に報告する義務を負う。

第17条 (本部代議員)

本部代議員は役員において選出する。

第5章 会 議

本会の会議は総会、役員会、代議員会、班長会とする。

第18条 (総会)

1. 総会は本会の最高議決機関とする。
2. 定時総会は年1回とし、原則として4月にこれを行う。
3. 臨時総会は支部長が必要と認めた時、これを開くことができる。
4. 総会の議長・副議長1名および議事録署名人2名は出席正会員の内より選出する。

第19条 (総会の権能)

総会においては次の事項を議決または承認を得ることを要する。

1. 規約の改正
2. 前年度会計報告の承認
3. 前年度会務および事業報告の承認
4. 新年度予算案および事業計画案の承認

5. その他、総会において議決または承認を必要と認むる事項

第 20 条 (総会の構成および決議)

総会は会員をもって構成し、決議は出席正会員の過半数以上の賛否をもって決定する。

第 21 条 (役員会)

1. 支部長は随時必要な場合、役員会を招集し協議する。
2. 役員会は役員をもって構成する。但し、監事は随時出席して意見を述べることができるが、票決に加わることはできない。
3. 役員会は会務運営に必要な事項を討議し執行する。

第 22 条 (代議員会)

1. 代議員会は支部長がこれを招集し、定時は総会の前に年 1 回、但し支部長が必要と認めた時、または代議員総数の 1 / 3 以上の要望のあった時はすみやかに支部長は臨時代議員会を招集しなければならない。
2. 代議員会は代議員総数の過半数の出席をもって成立する。
3. 代議員会の議長変更は代議員の中より選出する。
4. 代議員会の決議および承認は出席代議員の多数決による。可否同数の時は議長が決定する。
5. 役員は代議員会に出席して意見を述べるができるが、票決に加わることはできない。

第 23 条 (代議員会の権能)

代議員会においては次の事項を議決または承認を得ることを要する。

1. 規約改正案の審議決定
2. 前年度会計報告の審議
3. 前年度会務および事業報告の審議
4. 新年度予算案および事業計画案の審議
5. 会費および負担金などの承認
6. 選挙管理委員の選出
7. その他重要議案の審議決定

第 24 条 (班長会)

班長会は各班において選出された班長をもって構成し、必要に応じて支部長が招集し、次の事項を報告、協議する。

1. 班活動状況の報告
2. 班所属会員の要望事項
3. 会員の移動
4. 班活動に関する諸事項の協議
5. その他本会運営上参考となるべき事項

第6章 会 計

第 25 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第 26 条 (経費)

本会の経費は次の項目にしたがって支弁する。

1. 会費および負担金
2. 寄付金
3. 前年度よりの繰越金
4. その他の収入

第 27 条 (会費および負担金)

会費その他は役員会の定むるところにより、代議員会の承認を得るものとする。

第 28 条 (会費未納者の取り扱い)

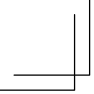
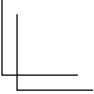
前年度会費未納者（前年度3月31日現在）は、第3章「事業」の活動の一時停止を行い、本会活動の宣伝のみとする。尚、前年度、当年度会費納入にて活動の一時停止を解除する。

第7章 賞 罰

第 29 条 会員の賞罰に関しては役員会にて審査し、代議員会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規約の改正は代議員会で認められ総会にて議決されるものとする。
2. 本規約は昭和51年5月30日を以って施行されるものとする。
3. 本規約は昭和54年4月15日を以って施行されるものとする。
本規約実施の日に昭和51年5月30日付で施行された規約は廃止する。
4. 昭和55年4月20日より、昭和56年4月26日までの役員任期については、本部役員任期に合致せしむる調整留任期間につき、本規約第13条における役員任期の起算を、昭和56年4月26日より行うものとする。
5. 本規約は昭和58年4月17日を以って施行されるものとする。
本規約実施の日に昭和54年4月15日付で施行された規約は廃止する。
6. 本規約は昭和63年4月10日を以って施行されるものとする。
本規約実施の日に昭和58年4月17日付で施行された規約は廃止する。
7. 本規約は平成元年4月23日を以って施行されるものとする。
本規約実施の日に昭和63年4月10日付で施行された規約は廃止する。

- 
- 
8. 本規約は平成3年4月14日を以って試行されるものとする。
本規約実施の日に平成元年4月23日付で試行された規約は廃止する。
 9. 本規約は平成13年4月15日を以って施行されるものとする。
本規約実施の日に平成3年4月14日付で施行された規約は廃止する。
 10. 本規約は平成19年4月16日を以って施行されるものとする。
本規約実施の日に平成13年4月15日付で施行された規約は廃止する。
 11. 本規約は平成21年4月19日を以って施行されるものとする。
本規約実施の日に平成19年4月16日付で施行された規約は廃止する。

愛知学院大学歯学部同窓会愛知県支部選挙規則

第1章 総 則

- 第 1 条 この規則は愛知学院大学歯学部同窓会愛知県支部規約（以下支部規約という）第 11 条、第 15 条、第 16 条および第 23 条に基づきこれを定める。
- 第 2 条 役員、選挙管理委員、代議員および班長の資格は選挙の年の前年の 12 月 31 日現在において、支部規約第 7 条を満たすものとする。
- 第 3 条 役員、選挙管理委員、代議員および班長を選挙する者は選挙の年の前年の 12 月 31 日現在において、支部規約第 7 条を満たすものとする。

第2章 支部長、監事、代議員および班長の選挙

- 第 4 条 1. 支部長および監事選挙は任期満了前候補者につき投票によって行う。
2. 補欠選挙は必要の都度行う。
- 第 5 条 1. 代議員および班長は任期満了前各班毎に選挙する。
2. 補欠選挙は必要の都度行う。

第1節 支部長および監事選挙

（選挙管理委員会）

- 第 6 条 1. 支部長および監事選挙の管理をするために選挙管理委員会（以下委員会という）をおく。
2. 前項の委員会に選挙管理委員（以下委員という）および予備委員をおく。
委員および予備委員の数は各 3 名として代議員会において選挙し、支部長が委嘱する。
ただし、代議員会の決定により、別の方法によることができる。
3. 委員の任期は 2 年として事故あるときはあらかじめ委員会において定めた順位により予備委員がその職務を行い、その任期は前任者の残任期間とする。
4. 委員が役員に立候補し、または推薦されたとき、または委嘱されたときは委員を辞任せねばならない。
5. 委員長は委員の互選により 1 名をおく。
- 第 7 条 1. 委員会は選挙期日の決定、候補者届の受理、候補者および選挙人の資格審査ならびに決定、選挙広報の作成配布をするほか次のことを行う。
2. 投票、開票の事務ならびに有効、無効の決定。

3. 開票期日の決定。
4. 当選人の決定。
5. 当選人決定の告知および公示。
ただし、その内容は当選人の住所、氏名、回生および得票数、各候補者の得票数とする。
6. その他選挙について必要と認められること。

(候補者)

- 第 8 条
1. 候補者となろうとするものは次の各項に従い、文書でその旨を委員会の定めた期日までに委員会へ届け出なければならない。
 2. 候補者届には、住所、氏名、生年月日、卒業回生、略歴を記載しなければならない。
 3. 会員が他の会員を候補者としようとするときは、2名以上にて候補者としようとするものの承諾書を添え、第1項の期日までに委員会に推薦の届け出をすること。
この推薦届には第2項の事項を記載しなければならない。
 4. 第1項の期日までに候補者の届け出のないとき、または候補者であることを辞め若しくは死亡のために候補者がなくなったときは、委員会ではあらためて期日を定め、候補者届を受理することができる。
 5. 候補者が立候補を辞退するときは文書でもって委員会の定める期日までに委員会に届け出なければならない。

(選挙運動)

- 第 9 条 委員会では選挙運動の期間、方法および費用などを規定または指示することができる。

(選挙運営費用)

- 第 10 条 選挙を行うに必要な費用は委員会においてこれを定める。

(投票)

- 第 11 条
1. 投票は1名1票とし、原則として郵便（封書）によるものとする。
 2. 理由の如何を問わず委任による投票を認めない。
 3. 候補者は開票に際して、候補者1名につき2名以下の立会人をおくことができる。
 4. 対立候補者のないときは投票を行わない。

- 第 12 条 次の投票は無効とする。

1. 委員会の定める正規の用紙を用いないもの。
2. 候補者でない者の氏名を記載したもの。
3. 白紙のもの。

4. 1票中に2名以上の候補者の氏名を記載したもの。
5. 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。
6. 単に雑事を記載したもの。

(当選人)

- 第13条 1. 次の者を当選人とする。
- (1) 支部長は有効投票の最多数を得たもの、監事は有効投票の得票上位2名とする。
 - (2) 第11条4項に該当するに至ったもの。
2. 当選人を定めるにあたり、得票が同数であるときは、委員会においてくじで決める。

第2節 代議員および班長の選挙

- 第14条 代議員および班長は支部規約第15条および16条に定むるところにより各班毎において選出する。

附 則

- 第15条 1. 本規則の改正は代議員にて議決されるものとする。
2. 本規則は昭和54年4月15日を以って施行されるものとする。
3. 本規則は昭和63年4月10日を以って施行されるものとする。
- 本規則実施の日に昭和54年4月15日付で施行された規則は廃止する。

愛知学院大学歯学部同窓会愛知県支部 『相互扶助システム』規定

第 1 条 (目的)

本規定は、会員が障害・疾病により、その歯科診療業務を行うことができなくなった場合、会員相互扶助の一環として当該会員の診療業務に支障を生じさせないためのシステムを形成することを目的とする。

第 2 条 (委員会)

1. 愛知学院大学歯学部同窓会愛知県支部長は、会員の中から『相互扶助システム』委員会（以下「委員会」と称する）の委員長を委嘱する。
2. 委員長は各班より推薦された委員と共に、委員会を組織し本システムの円滑なる運営につとめる。
3. 委員長は適宜委員会を招集することができる。

第 3 条 (会員)

1. 会員は下記の条件を備えなければならない。
 - ①愛知学院大学歯学部同窓会愛知県支部正会員のうち、現在健康で正常に診療に従事している会員で、愛知県内で診療所を開設していること。
 - ②『相互扶助システム』の会費を納入すること。
 - ③委員会を窓口とする休業を保障する保険「所得補償保険基本契約」に新たに加入すること。
2. 既往症等により、前項第 3 号の保険に加入できない者のうち、本システムへの入会を希望する者については、委員会で別途検討する。

第 4 条 (受託保険会社)

前条第 1 項第 3 号の保険の受託保険会社は、株式会社損害保険ジャパンとする。

第 5 条 (診療業務の依頼)

1. 会員は自らの障害・疾病により、その歯科診療業務を行うことができなくなった場合には、委員会を経由して協力医師に対し診療業務を依頼することができる。但し、本人死亡時において業務は終了する。
2. 協力医師の定数を超える依頼があった場合には協力が不可能となるので、委員会はそれに代わる見舞金を支払うものとする。

第 6 条 (緊急依頼期間及び勤務時間)

1. 依頼期間は1ヶ月以内とする。
2. 1ヶ月の後、他に依頼のない場合に限り1週間単位の期間延長を検討するものとする。
3. 勤務時間は原則として週40時間とする。

第7条〈協力医師の業務〉

協力医師の診療の範囲は、応急処置もしくは従前の治療の継続程度を目処とする。

第8条〈依頼者の責務〉

依頼者は、その診療所において発生した事故その他による第三者の損害について、自らの責任においてその一切を解決するものとし、委員会には何らの負担を負わせないものとする。

第9条〈日当の支払い等〉

依頼者は、下記の費用の負担義務を負う。

日当・交通費等

第10条〈協力報告書の提出〉

協力医師は、協力期間終了後「協力報告書」を速やかに委員会へ提出しなければならない。

第11条〈規定の改廃〉

この規定の改廃は、委員会の決議と同窓会愛知県支部役員会の承認によらなければならない。

第12条〈規定の効力〉

この規定は平成3年6月1日から効力を発する。

附 則

1. 本規約は平成7年9月6日を以って施行されるものとする。